

立入検査実施要領の改正に関する説明会

令和8年7月6日（月）

原子力規制委員会

立入検査実施要領の改正に関する説明会

議事録

1. 日 時 令和8年7月6日（月）14：00～15：09

2. 場 所 原子力規制委員会 会議室BCD

（東京都港区六本木1丁目9-9 六本木ファーストビル 13階）

3. 出席者

野村安全規制管理官

根塚企画調査官

森山上席放射線安全審査官

筒井放射線セキュリティ対策官

高木制度二係長

議事

○根塚企画調査官 定刻になりましたので、これより立入検査実施要領の改正に関する説明会を始めます。

本日の司会を務めさせていただきます放射線規制部門の根塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日のこの会については、事業者様には既に御連絡しており対面で実施するというのと、オンラインで実施するということを同時に開催するというやり方をしております。お忙しいところ、皆様には日程調整などで御参加いただきまして、どうもありがとうございます。

御連絡のとおり、この今実施していることは、YouTubeでリアル配信をしているとともに、御覧のように私たちがスクール形式のような形で映っていて、事業者の皆様は顔などは映らないということになりますが、後ほど質疑をするお時間を設けさせていただきますので、そのときには御発話として、所属とお名前はいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。その上で、この映像と議事録などは、後日、ホームページに公開するという予定でありますので、御承知おきいただければと思います。よろしくお願いいたします。

します。

では、早速ですけれども、説明会を始めていきたいと思います。

初めに、当部門、放射線規制部門の安全規制管理官の野村より挨拶いただきます。お願いいたします。

○野村安全規制管理官 放射線規制部門の野村でございます。

日頃より、放射性同位元素等の適切な管理及び安全確保につきまして、御理解と御協力を賜りましてありがとうございます。本日は、お時間をいただきまして、令和8年4月28日の原子力規制委員会において決定されました立入検査実施要領の改正につきまして御説明をさせていただきます。

今回改正されましたこの要領に基づきまして、今年度から無通告の立入検査を実施することとしております。これはIAEAから、令和6年度と令和7年度の2度にわたり、IAEAの安全基準等にのっとり、通告を行わない立入検査を実施する、立入検査の実施を検討するよう勧告等を受けたことによるものでございます。事業者の皆様方にとりましても御関心の高い内容であることを踏まえまして、無通告の立入検査を実施する前に、このような形で説明会を開催させていただきました。質疑応答の時間も設けますので、この場を活用いただきまして、理解を深めていただければと存じます。

限られた時間ではございますけれども、よろしくお願いをいたします。

○根塚企画調査官 ありがとうございます。

では、続きまして、早速説明会を始めていこうと思いますが、まず、初めに、この会の進行を説明させていただきたいと思います。

先ほどから説明がありますとおり、まず最初に、私どもから、この今回の趣旨を説明させていただきまして、その後に質疑をするというやり方にしたいと思っております。合わせて1時間程度ぐらいでいきたいと思っておりますので、御協力を賜ればと思います。

事業者の皆様には、まずオンラインで、質疑など配信されているということをもう一回御認識いただきたいということと、質問する際には、先ほども申し上げたとおり御所属とお名前を発話していただきまして、それで御協力いただくことにします。私が進行させていただきますので、順番に指していくというやり方をさせていただきますので、その指された方が御発話いただくという形をお願いいたします。

Webの方におかれましては、Webも同じようにお名前をこちらから指させていただきますので、そのときだけマイクをオンにさせていただいて、それ以外のときにはマイクをオフ、

映像はずっとオフでお願いしたいと思いますので、そのところをよろしく願いいたします。

資料は、あらかじめ御送付させていただいているURLに貼りついておりますので、それを御覧いただければと思います。それと、あとは配信の関係でございますので、通信などのトラブルがありましたら私どもの事務局に御連絡いただければということと、あと、この内容自身は、先ほどから御説明しているとおりYouTubeで配信してございますので、そちらを、質問はちょっとできない形になるかもしれませんが、御覧いただければ、内容は、どういう状況かというのは御確認いただければと思いますので、そういう御理解で進めさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

では、まずは説明をさせていただきたいと思いますので、当部門、高木から説明させていただきます。お願いいたします。

○高木制度二係長 放射線規制部門の高木と申します。

本日は、ホームページに掲載している立入検査実施要領の改正に関する説明会という資料に沿って御説明させていただきます。

次のスライドをお願いします。

本日は、こちらの流れに沿って御説明させていただきます。1として、本改正の背景及び趣旨、2として、本改正に伴う主な改正点、3として、今回の改正で導入される事前に通告を行わない立入検査の導入及び運用の概要、4として、今後の対応、最後に、事前にいただいた御質問等への回答という流れになります。質疑応答の時間は、その後に設けさせていただきます。

最初に1として、本改正の背景及び趣旨を御説明いたします。

本改正には、国際的な背景及び国内的な背景の両方があります。国際的な背景としては、スライドの下部にありますとおり、IAEAの基準で許可者の法令遵守状況を確認するために、規制当局の定期的検査及び無通告検査を組み合わせるよう実施するように書かれております。近年、IAEAによるミッションを2度受け入れていまして、どちらのミッションでも、「通告を行わない立入検査」の実施を検討するように勧告等を受けております。

国内的な背景といたしましては、法令違反の可能性があるなど早急に事実関係を確認する必要がある場合等、立入検査実施要領によらない立入検査について、運用方針を明確にする必要がありました。そこで、これらを盛り込んだ立入検査実施要領の改正案について、令和8年4月28日の原子力規制委員会において、本改正を正式に決定いたしました。

2. 本改正に伴う主な改正点を御説明いたします。

主な改正点といたしましては、次の二つとなります。

一つ目は、事前に通告を行わない立入検査の導入です。その中でも、①年間計画による事前に通告を行わない立入検査と、②対象事業所等及び通告に係る特例に分けて御説明いたします。

二つ目は、現行の立入検査実施要領の改善です。その中でも、①対象事業所等の選定と、②選定した対象事業所等への通告に分けて御説明いたします。

改正点一つ目、事前に通告を行わない立入検査について、導入及び運用の概要を御説明いたします。

①として、毎年度当庁で定めている年間計画に基づき、今後は、一部の立入検査を事前に通告を行わずに実施していきます。通常時の法令遵守状況や、放射性同位元素等の管理体制等の業務実態を把握したいという目的で実施するものです。対象は、年間計画に含まれる許可届出使用者等及び登録認証機関等になります。

事前に通告を行わない立入検査の運用の概要として、9ページに図で示しています。スライドの上部について、年度当初に当庁で年間計画を作成し、対象事業所等を選定いたします。そのうち、事前に通告を行う立入検査の場合、立入検査実施日の約1か月前に通告を行い、立入検査時に通知を交付いたします。

一方で、事前の通告を行わない立入検査の場合、事前に通告は行わず、立入検査時の通知で初めて立入検査についてお知らせする形となります。また、スライドの下部に記載しておりますが、通告は、立入検査実施日をあらかじめ調整するためにメールや電話等で連絡しているものになります。通知は、立入検査実施内容を記載した事業者の方に連絡する文書になります。

②として、対象事業所等及び通告に係る特例として、法令違反の可能性があるなど、早急な事実関係の確認が必要な場合があります。そのような場合、原子力規制委員会の了承があれば、事前の通告を行わずに立入検査を実施できます。こちらの対象事業所等は、当該年度の年間計画に含まれるか否かを問いません。

4. 今後の対応についてです。

現行の立入検査実施要領の改善事項として、①対象事業所等の選定と、②選定した対象事業所等への通告があります。①について、立入検査の年間計画に基づき、対象事業所等を選定することを明確化しました。②について、原則として、立入検査実施日の1箇月前

を目途に、当該立入検査の実施日等について事前に通告することとしました。

今年度の年間計画として、立入検査方針は13ページのとおりとなります。

(1)の許可届出使用者等に対する立入検査としましては、事前に通告を行わない立入検査の選定条件を追加しており、令和8年度には試行的に導入します。

選定条件を読み上げますと、RI法第31条の2、原子力規制委員会への報告の規定に基づく法令違反を行った事業所等、または規則第28条の3、事故等の報告の各号に定める事由に該当する疑いのある事業所等、その次が、RI法施行規則第28条の3、事故等の報告各号に定める事由に該当しないが、改善を求める必要のある事項があると疑われる事業所等、その次が、昨年度までに放射線障害防止検査及び特定放射性同位元素防護検査を実施した事業所等のうち、当該検査結果を踏まえ、指摘及び指導事項に対する改善状況を把握及び確認する必要がある事業所等、最後に、輸送物に係る技術基準の遵守状況を確認する必要がある事業所等となります。

(2)の登録認証機関等に対する立入検査は、今年度は事前の通告を行わない立入検査は計画しておりません。

年間実施予定件数と重点確認事項は次のとおりです。

(1)許可届出使用者等に関しまして、放射線障害の防止に係る検査は110件、特定放射性同位元素の防護に係る検査は119件を計画しております。

重点確認事項としては三つ挙げていて、排水設備等に係るRI法第13条、使用施設等の基準適合義務の法令遵守状況、アルファ核種を取り扱う事業所等における放射性同位元素等の適切な管理状況、特定放射性同位元素の防護措置及び改善状況の三つになります。

(2)の登録認証機関等に関しまして11件の検査を計画しており、重点確認事項としましては、個人情報等が含まれる書類及び電磁的記録の適切な管理状況を挙げています。

今回の改正概要や年間計画は、原子力規制委員会のHPに掲載しております。資料のリンクも今回の資料に貼っていますので、適宜御覧いただけますと幸いです。

5. 事前にいただいた質問等への回答に移ります。

最初に、規制庁のHPに掲載しているQ&Aを四つほど御紹介させていただき、その後に、事前にいただいた御質問等へ回答していきたいと思えます。

規制庁HPに掲載しているQ&Aの一つ目として、「事前に通告を行わない立入検査とは何ですか？」というものです。

回答としましては、事前の通告を行わない立入検査は、通常時の法令遵守状況、放射性

同位元素等の管理体制等の業務実態を把握することを目的として実施するものです。

一方で、通告を行う立入検査については、原則として、立入検査の実施日の1箇月前を目途に、当該立入検査の実施日等について事前に通告を行いますとの回答になります。

二つ目としまして、「事前に通告を行わない立入検査を断ることはできますか?」、また「事業者への配慮はどの程度行われますか?」という質問に対しましては、立入検査は、RI法に基づき実施するものであり、立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者については、罰則が設けられています。こちらはRI法第52条第14号等に定められています。原子力規制委員会としましては、こうした点も踏まえ、立入検査への協力をお願いしているところです。

一方で、事前に通告を行わない立入検査の実施により、診療中の患者の生命への影響が懸念される場合や、実験・生産工程を直ちに停止させることにより放射線障害のリスクが高まるなど、やむを得ない事情がある場合については、現場の状況を確認した上で、立入検査の開始時刻、検査の内容及び進め方を調整することもあり得ます、との回答になります。

三つ目としまして、「事前に通告を行わない立入検査の対象はどこですか?また、どのように対象を選び、実施するのですか?」という問いに関しまして、事前に通告を行わない立入検査は、許可届出使用者等及び登録認証機関等が対象となります。実施に当たっては、立入検査実施要領に基づき、立入検査に係る年間計画に沿って対象を選定し、うち一部について事前に通告を行わない立入検査を実施することを予定しています、との回答になります。

HPに掲載しているQ&Aの最後に、「夜間や休日に、通告を行わない立入検査が実施されることはありますか?」というものにつきましては、現時点では、通告を行わない立入検査は、当該事業者の通常の事業活動が行われている時間帯での実施を基本としています、との回答になります。

ここからが、事前に参加されている事業者等の皆様からいただいている御質問への回答になります。御質問は、いただいた内容をほぼそのまま記載しております。

最初に、検査対象事業所の選定に関するもので、二つほど御質問をいただいております。

こちらにつきましては、対象事業所の選定につきましては、先刻の繰り返しになってしまっていますが、立入検査実施要領に基づき年間計画に定める立入検査方針に従って決定されるということと、あと、令和8年度に試行的に通告を行わない立入検査を行う事業所を

掲載していることと、あと、二つ目の質問に関して、通告を行わない立入検査の実績等を踏まえ、グレーデッドアプローチを含めて、立入検査の実施方針についても今後検討してまいります、との回答となります。

次に、検査当日の体制に関するものでして、こちらは最も多く御質問いただいた内容となります。例えばですが、防護管理者であったり、放射線取扱主任者の方であったり、施設長の方が不在の際に、こういった対応すればよいですか、という御質問を多くいただきました。

こちらにつきましては、HPに掲載している回答と同様の内容になってはいるのですが、事前に通告を行わない立入検査については、当日の業務体制であったりを踏まえて、RI等を取り扱う現場を中心に事業者の方のありのままの状況を確認させていただきたいということで、放射線業務従事者などの立会いのもとに確認できれば問題ないとの回答としております。

三つ目として、立入検査先事業所の実務への考慮ということで、例えば、当日来られて直近の5年分の帳簿を開示できる会場や人員の確保がちょっと難しいということでしたり、あと、二つ目として、原子力発電所の例で、核物質防護のための入構手続きが必要になるので時間を要します、という当日の実務への考慮について、どの程度配慮されるか、という御質問をいただきました。

こちらに関しましては、こちらもHPに掲載しているものと似通った回答にはなっているのですが、当日やむを得ない事情がある場合であれば、現場の状況を確認した上で、立入検査の開始時刻、検査内容及び進め方を調整することもあり得ます、との回答としています。

引き続き、立入検査先事業所の実務への考慮ということで、一つ目が、管理区域内の検査について、一時立入者として検査の対応を規制庁の検査官がするという事で、検査対象区域が被ばくを伴う放射線作業等を実施している場合にちょっと入城が難しい場合がありますという、そのような場合はどうしたらいいですか、という御質問であったり、当日の作業状況によって入域に制約を設けることが可能かどうか、という御質問をいただきました。

こちらに関しましても、当日のそのやむを得ない事情がある場合につきましては、現場の状況を確認した上で、検査の開始の時刻、内容及び進め方を調整することもあり得ます、との回答とさせていただきます。

その他、二つほど御質問いただいた内容で、事前通告のありなしで検査の内容が同じかどうか、という御質問をいただきました。

こちらに関しまして、事前に通告を行わない立入検査の趣旨であったり、対応の仕方であったり、繰り返しにはなってしまうのですが、ただ、その事前通告を行う検査の場合、従来と同様の検査となります、と記載させていただいております。

二つ目として、監査員は、恐らく検査官のことだと思うのですが、なりすまし等への対応のため本人確認のために規制庁に電話したらよろしいですか、というような御質問をいただきました。

こちらにつきましては、RI法第43条の2第3項の規定に基づき、立入検査を行う放射線検査官は身分を示す証明書を携帯しております。また、立入検査の実施について放射線規制部門に直接電話で確認していただくことも問題ございません、との回答としています。

今後の周知予定につきまして、こちらの五つを予定しております。

規制庁のHPで今回の映像の公開、また御質問の受付、質問回答の公開を行っております。そのほか、放射線取扱主任者の定期講習のカリキュラムへの取り入れや、規制庁が依頼を受けた講演会等での御説明も予定しております。

今後とも、放射性同位元素等の適切な管理及び安全確保について、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私からの御説明は以上となります。

○根塚企画調査官 ありがとうございます。

では、説明は以上とさせていただきますので、これより質疑の時間にさせていただきますと思います。

会場もありますし、オンラインもありますので、順番にと思いますが、まずは、ちょっと会場の方から進めていきたいと思います。私が指した方から所属とお名前を言っていただきまして、質問についてお答えをしていくという形にさせていただきたいと思います。

オンラインについては、後ほどまたお伝えしますが、一般的によくある挙手のボタンがございますので、その挙手のボタンを挙げていただいて、それについて、ちょっと順番が前後するとかそういうのはお許しいただきたいのですが、手を挙げられている方に対して順番に、私の理解している順番で指していきたいと思いますので、御協力いただければと思います。

それでは、質疑を始めたいと思います。では、会場からということで行きたいと思いま

すので、何か御質問があれば、どうぞよろしくお願いいたします。

では、真ん中の方、今ちょっとマイクを御用意しますので、お待ちください。

○質問者A すみません。日本工業検査、若林といいます。よろしくお願いします。

基本的に、通告を行わない立入検査と、それから通常の定期的な検査というのをやるんだよということが、まず1点ですよね。それで、令和8年度については、通告を行わない検査には、こういう13ページの形でやりますよという考え方ですよね。

例えば、来年度はこういう形ではなくて、通常のやつからただ単にピックアップしてやるよという場合もあり得るんですか。13ページの分は、永久的にこれの条件ということじゃないんですよね。

○根塚企画調査官 ありがとうございます。私から説明させていただきます。

御質問の件は、もともと、これまで実施していました通常の、いわゆる立入検査というのをさせていただいたということに、今回説明させていただいた無通告の立入検査というやり方が導入されましたということであります。

そんな中で、立入検査のうち、無通告で実施するというのは、今御質問いただいたとおり、スライドの13ページにございます年間計画というのを私たち示しておりまして、その年間計画のうち、この13ページであれば、この赤い四角で囲われているところを対象に、今年度は実施するということで考えております。

それは来年度はどうかという点については、おっしゃるとおり今年度の実施内容などを確認しながら、この内容を変えていくということはあると思っておりますので、今この時点でどうするという明確なものはお示しできませんけれども、御趣旨のとおりであると思っております。

以上です。

○質問者A どうもありがとうございました。

○根塚企画調査官 では、前の方、よろしくお願いいたします。

○質問者B ありがとうございます。東京科学大学の林崎と申します。

幾つかありますが、まず最初なんですけれども、10ページの中に特例として、二つ目なんですけれども、原子力規制委員会の下承を得てという、この下承なんです、これは規制委員会のあいう定例や臨時などの会議を指しているのか、それとも担当する委員の下承という意味なのか、その辺りはいかがでしょうか。

○根塚企画調査官 では、お答えさせていただきます。

御質問は、スライドの10ページの真ん中の黒ボツにあります、特例で無通告の立入検査をするときに原子力規制委員会の上承を得てやりますよとなっているけれど、この上承されているという、この上承はというふうに手続されるのかという御質問だということで理解しております。

○質問者B はい、そうです。

○根塚企画調査官 結論から言うと、そのときの早急さによるということだとこちらは考えておりまして、それによりましては、委員会の決定という形は取る必要があるかと思っておりますので、全員の先生に、要するに会議の形じゃなくても、御了解いただいて進めるというやり方もあるかもしれませんし、場合によっては、御存じのとおり非公開の委員会みたいな形を速やかに開催して、決定してやるということもあるかと思いますが、それは、そのときの状況などによるのかなと思っておりますが、手続としては、委員会の御決定をいただいた上でやる、要は、担当委員だけの決定で言えるというわけではございません。

○質問者B 分かりました。

二つ目、よろしいでしょうか。二つ目は14ページ。

○根塚企画調査官 ちょっとお待ちください。

大変恐れ入りますが、オンラインの方、マイクが入っている方がいらっしゃるようなので、ちょっと止めていただけますでしょうか、すみません。

もう一度質問をお願いいたします。

○質問者B 次は14ページ目なんですけれども、こちらのほうにあります検査なんですけれども、防護とセーフティと両方あると思うんですが、これが両方ともかかっている事業所の場合は、これ、両方同時に行うことというのはあるんですか。それとも、それぞれ分けた形になるんでしょうか。

○根塚企画調査官 ありがとうございます。これは、その対象となる事業所がどちらも、今、この件数は示しておりますが、どこの事業所というのは、今示していないところであります。

その中に、今年度でいえば14ページのとおりに、セーフティのほうは110件で、セキュリティのほうは119件あります。そこに同じ事業所が仮にあり、その事業所、どちらも無通告でやろうということになったときは、カウントとしては別々でありますけれども、それは効率的にやるべきかなどは私たち事務局でも考える必要があると思いますし、今この

時点で、一遍にやりますとも、別々でやりますともちょっと言えないかなとは思っておりますが、御指摘のとおり、両方とも起こり得るというのはおっしゃるとおりだと。

○質問者B 分かりました。

すみません、あと残り二つなんですが、先ほどありました22ページの辺りで、当日の体制に関するもので、これ、例えば管理者、実際に状況を確認するときは、基本的には、多分、放射線管理区域に立ち入るものと理解しておりますが、そのときに管理者、主任者に限らず、要は鍵を開けられる者とか、いろんな、ある意味での管理者が誰もおらず、本当に、ただ単に施設の事務の、事務職の者とか、そういう者しかいなかった場合には、あくまでも仮定ではありますが、管理区域に入れないようなケースもありますが、この場合は、それはそれで1回というか、検査を行う、何らかの聞き取り等で行ったというようなことを考えるのか、それとも、もうその辺にいるような従事者の人に何らかの形で開けてもらって、それでも入ってしまうのか、その辺りというのは、ちょっと具体的なところは答えになりにくいかもしれませんが、その辺りのニュアンスなどありましたらお願いいたします。

○根塚企画調査官 ありがとうございます。これも実態をこれからやってみて、本当にケースを積み重ねていく中で決定していくというか、だんだん積み重なっていくことだろうと思うので、今、この場で、どうすべきかというのは分からないところもありますけれども、これまで、ここに書かせていただいたとおり、基本は、まず検査としてはやらせていただきたいというのが、こちらとしては考えていることであります。お伺いした以上、そこでやらせていただきたいと思っておりますので、その中で、実施できるべきものなどを、よく事業者さんとお話ししてみて、その場で決めていくということになるのではないかと思いますし、その中で、立ち入るべきところがどうやったらできるのかみたいなことは、その場で事業者さんとお話ししながら決めていって、それを実施していくということになるのではないかなとは思っております。

○質問者B 分かりました。現時点では、まだ始まる前なので、何ともちょっと答えかねるところ、分かりました。

次、最後なんですが、これ25ページのところにありますが、その他のところで、事前通告ありとなしでは内容は同じなんでしょうか。それは違ったことは理解してはいるんですが、そのときに検査結果、フィードバックですね、これ、今まで事前通告ありの場合ですと、ある程度、逐条的にやってきて、指摘事項とか、そういうようなものが返ってきて

おりますが、今回の通告なしの場合でのフィードバックというのは、同じような形で何らかの指摘とか、違反とか、そういうのがあったら、そういうものが返ってくるということになるのでしょうか。

○根塚企画調査官 通常のこれまでの検査と、今回取り入れることになる無通告検査での、その後のフィードバックというものが変わるのか、変わらないのかという御質問だと理解しました。

○質問者B はい。

○根塚企画調査官 基本は変わらないということだと思っておりますので、見る内容などは今御説明したとおりでありますので、無通告の場合は、ありのままを見させてもらいますということに基づいて、実施すべき内容などは変わるかもしれませんが、その内容に対する指摘をすることですとか、助言をすることみたいなものは変わらないということだと思っておりますので、その内容を私たちからフィードバックするという、その要は立入検査の行為としての回答として、それを事業者の方にお伝えするということは変わらないと思っております。

○質問者B 分かりました。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○根塚企画調査官 ありがとうございます。

では、続きましてほかの方、いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

では、そちらの方、どうぞお願いします。

○質問者C 原子力機構の原田と申します。

無予告の検査と予告の定常の検査で見べき項目が違うと思いますので、例えば、無予告の検査が1回行われたからといって、通常の検査の回数が減るとかということはないというふうな認識でよろしいでしょうか。

○根塚企画調査官 立入検査で無通告を実施したことをもって、いわゆるこれまで通常で実施していた立入検査が、例えば減るだとかみたいなことがあるのだろうかという御質問だと理解しましたが、よろしいでしょうか。

今、この時点で、この無通告をやったので、その次の通告または、また無通告なのかみたいな、その積み重ねの仕方というのは、これからの、先ほどの質問にもありました、グレーデッドアプローチみたいな取扱いなども含めて検査の仕方というのは、おいおい、まあ考えていかないといけないと思っておりますので、今この時点で、減るのか、減らな

いのかというのは、ちょっとお答えしかねるところではありますが、これも同じくやっていく中で、検査のしかるべきやり方というのが、さらに見いだせるのであれば、それを踏まえて、頻度になるのか、ちょっとそれは分かりませんが、変更というか考え方が変わることは起こり得るんじゃないかと考えます。

○質問者C ありがとうございます。

○根塚企画調査官 では、ほかによろしいでしょうか。

どうぞ、そちらの方。

○質問者D 日本原子力発電の小形と申します。

御説明ありがとうございました。2点ほどちょっとお伺いさせてください。

一つですけれども、この無通告の検査で来る通知というのは、当日来るという考えでよろしいでしょうか。

○根塚企画調査官 今の無通告の検査の通知というものがあるようだが、それはいつ頃来るのかという御質問だったと理解しました。

スライドの中で、私どもの説明資料の中で9ページにフロー的なものを示しておりますが、無通告の立入検査については、通知を、その開始直前に紙をもってお渡しするということを考えておりますので、極端に言えば、事業所の前で紙をもって、これからさせていただきますみたいないやり方を考えております。

これまでのやり方は、御存じのとおり、あらかじめ、いついつ行きますよということをメールなどで担当と、事業者様の御担当者様と打合せをさせていただいて、日にちを決めて、その日にちが決まりましたら、それを何月何日に行きますよという通知書みたいなものを、メールなり紙なりでお渡しして進めるというやり方でやったかと思いますが、その紙自体が直前に来るということで、あらかじめの御連絡、メールなどで事業者様に御連絡するということではなくて、紙が直前に来て、極端な例を言えば、玄関の前で来て、そこでやらせてくださいと言うという、そのようなやり方を考えてございます。

○質問者D ありがとうございます。

2点目なんですけれども、スライドの23ページ目になるんですけれども、Q2でちょっと質問させていただきましたが、入構の手続きなどで時間を要する場合も考えられるというふうにちょっとお伺いさせていただきましたけれども、先ほどの回答を踏まえたと、極端な話、当日朝、門の前で、検査やりますという話ですので、その際、やむを得ない事情がなかった場合には、手続等である程度、時間を要してしまうというのは、これはもうお

認めいただけるというか、もう御理解いただけるものでしょうか。

○根塚企画調査官 まさにこのQ&Aのとおりでございまして、スライド23にありますとおり、入構などで時間を要するんじゃないかという、まさに御示唆だと思うんですけど、それは、まさに致し方ないことではあるかと思っておりますので、その手続を踏まえて、実施できるタイミングなどを御相談させていただいて、それで実施させていただくということかと思えます。

○質問者D ありがとうございます。

○根塚企画調査官 そのほか、ございますでしょうか。

では、一番奥の方、お願いします。

○質問者E IHI検査計測の田北と申します。

14ページのスライドなんですけども、放射線障害防止検査、それから、特定放射性同位元素の防護検査で、それぞれ110件、119件というのは、これはあくまで予定ということで、これだけの何か違反のおそれがあるということが分かっているから、この件数なんだろう。予定というだけなんだろう。

○根塚企画調査官 では、お答えさせていただきます。スライドの14ページに年間計画というのをお示しさせていただいて、セーフティのほうは110件、セキュリティのほうは119件という件数になってございます。

こちらは、いわゆるこれまで実施していた立入検査というのは、年間何件行くというのを年度の当初に決めてございまして、110件、119件というのは、いわゆる検査を何件やるというのが119件、110件ということだと御理解いただきまして、その後、この括弧で、うち一部を事前の通告を行わない立入検査にするというふうに記載してございますとおり、110件のうち何件か、119件の何件かというのが無通告の立入検査になる予定ということでございますので、この110件全部が無通告かという、それはそうではなくて、その一部を立入検査の無通告にしたいと私どもは考えているということでございます。

○質問者E 分かりました。ありがとうございます。

○根塚企画調査官 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

では、一旦ちょっと対面のほうは1回、すみません、止めさせていただきまして、続きまして、では、オンラインのほうから御質問があれば挙手をいただきましたら、私が所属が分かったり名前が分かりますので、そちらを読み上げさせていただきますので、そ

こちらの事業者様は、マイクをオンにして質問いただければと思います。

では、挙手をお願いいたします。

ちょっと、今把握できているのがまずありました。大阪大学の真鍋様、お願いいたします。

○質問者F すみません、大阪大学の真鍋と申します。聞こえていますかね。

○根塚企画調査官 はい、大丈夫です。どうぞお願いいたします。

○質問者F 我々の施設なんですけど、実は、火水木しか運営しておりませんで、休日はもちろん、月金は放射線従事者もいないのですが、そういう場合は、要するに運営時間ということで、火水木に通告なしの検査を行うということになるのでしょうか。

○根塚企画調査官 今の御質問は、営業時間が火水木なんですと、で、ほかはいないのだけれども、検査するのか、しないのかという御質問だったと理解しましたが、よろしいでしょうか。

○質問者F はい、そういう質問です。

○根塚企画調査官 今、そういうお話をお伺いした限りでは、その運営している時間内で立入検査をするということになるかと思いますが、それがたまたま、今ここでお話されたので分かる場合もございますし、事業者様にお尋ねしたら、今日は、もう完全営業日じゃないのですということになるようなこともあるかもしれませんので、その場合は、その場での、何というんでしょう、立入検査が実施できること、その場で御相談させていただいて、対応を考えるということになる、まさにやむを得ない事情に該当するかと思いますので、その場で御相談させていただいて、実施できることがあるのかないのかなどを御相談することになるのではないかと考えます。

○質問者F 相談というんですが、実は我々の施設は、我々が普段勤務しているところから車で1時間ぐらいのところにありまして、相談といっても、こちらに電話とかしていただけですか。

○根塚企画調査官 はい、その場に誰もいなくてということでは、私どもは許可事業者の御連絡先などはもちろん把握してございますので、そういうところに御連絡などをさせていただいて、御相談するということになるのではないかと考えます。

○質問者F 分かりました。ありがとうございました。

○根塚企画調査官 続きまして、九州大学、本多様ですかね、お願いいたします。

○質問者G ありがとうございます。九州大学の本多と申します。

先ほどの質問と全く同じような内容でして、その創立記念日とか、その休日の合間などに、機関独自で閉室期間が設定されていた場合に、この閉室日に検査の方が来訪されて、建物に誰もいないというときにどういう対処をされるのかという、もう全く連絡も、要は電話も取れない可能性もありますよね、連絡先が、その機関にあるので。

そういったときにはどういった対応になるのか、その検査を忌避したとか思われるのか、また、その事前に、その閉室のスケジュールなどが聴取されるようなことがこれからあるのかどうかという点を、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○根塚企画調査官 今回の御質問は、先ほどと一緒にしろかと思えますけれども、基本は、行ってみて、その場で連絡をするなどして、何とか対応を試みるということだと考えておりますので、それが全くかなわない場合はどうすべきか、今この時点で明に申し上げるのは難しいなと思うんですけれども、基本は、何かできる範囲のことを御協力賜ってやってもらうということを考えてございます。

○質問者G ありがとうございます。それが直接ペナルティーにつながらなければいいかとは思いますが。どうもありがとうございました。

○根塚企画調査官 よろしく願いいたします。

では、続きまして、手が今確認できているのは、量子放射線利用振興協会の豊田様、お願いいたします。

○質問者H 量子放射線利用振興協会の豊田と申します。こちらの音声は聞こえていますかね。

○根塚企画調査官 はい、大丈夫です。どうぞ、お願いいたします。

○質問者H スライド13ページの立入検査は、昨年度からの主な変更点という、その(2)の部分で、登録認証機関に対する立入検査、今年度は事前の通告を行わない立入検査は計画しないということで記載されているんですけれども、これ、例えば来年度は、登録認証機関も対象に入る可能性があるというような認識でよろしいですか。それとも、当面の間は、登録認証機関に対する立入検査は事前通告を行ってからにしようというような方針なのか、その辺りをちょっと確認したいなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○根塚企画調査官 御質問ありがとうございます。登録認証機関に対する無通告の立入検査の頻度といいますか、今年度の関係、来年度の関係の御質問だったと理解しました。

まずは、この今年度については、ここに記載のとおりでございますので、立入検査を今年度は実施する予定はございません。

他方で、今回改正させていただいた立入検査実施要領というのは、事業者の対象として、この登録認証機関というのは含まれてございます。ですので、次年度以降、やるのか、やらないのかというのは、そのときの計画によるかと思っておりますので、また、そういう御計画、こちらが計画させていただくものは公開する予定でございますから、それなどを御覧いただいて、御確認いただくとよろしいかなと思っております。ですので、やらないとも言えないし、やるとも言えないしということだと思っております。

○質問者H そうですね。ありがとうございます。

○根塚企画調査官 では、そのほか、ございますでしょうか。

私のところでは、ちょっと手の挙がっている方が確認できていないですが。

では、大阪大学、吉村様、お願いいたします。

○質問者I ありがとうございます。今の話とつながると思いますけども、あくまでもやはり計画というのは、年間の計画が決まって、それで、その計画を発表されるということだと思うので、毎年毎年、方針は、これは変わっていくという理解でよろしいんでしょうか。それとも、ある程度固まったら、その方針を続けていくというようなイメージなんですか、いかがでしょうか。

○根塚企画調査官 御質問ありがとうございます。この年間の計画というのは、毎年度、この方針を決めてございまして、それはこういうところへ行きますみたいなことを、皆さん、御覧いただけているかと思っておりますので、箇条書などで示しております。

その対象は、年度年度で変わっていくものだとは思っておりますので、その対象が変わることによって、無通告で行く対象なども変わっていくものというふうに御理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

○質問者I ありがとうございます。

○根塚企画調査官 広島大学の、コアファシリティマネジメントセンターの、すみません、ちょっと読みが。

○質問者J よろしいですか、広島大学の木庭と申します。

○根塚企画調査官 木庭様、すみません、お願いいたします。

○質問者J いつもお世話になっております。

ちょっと自分のほうは、こちらのほうは質問をさせていただいた、事前質問を入れさせていただいた人間なんですけれども、ページ数的には23ページ、先ほど御質問されていたQの2のほうを質問されていたんですが、Qの1のほうを、私のほうはちょっと質問させてい

ただいております、まず、前提として、事前通告ありなしの検査自体が、全く同じものというふうな前提で質問を書かせていただいております。

直近の5年分の帳簿というふうな書き方をさせていただいておりますが、こちらのほうは全く同じ内容と思って、この記載をさせていただいたんですが、こちらは事業所側が準備する書類等の内容というものは、通告ありなしで全く同じというふうに考えておいたほうがよろしいですか。

○根塚企画調査官 御質問ありがとうございます。スライドの23ページのQ1の御質問をもとといただいていて、それに対する、もう少し具体で、無通告の場合に、要はこれまで実施していた従来の立入検査のような、例えば、この5年間の帳簿みたいなものを用意するということになるのであるかという御質問だと理解しましたが、よろしいでしょうか。

よろしいという理解の下で、基本的に私どものこの無通告の趣旨は、ここに趣旨を説明させていただいたとおり、事業者のその遵守状況などを確認するということを、現場の今の、日頃の動きなどを見るということがメインの目的でございますので、その内容の確認の中で、例えば、この書類なども、必要になればそれを確認するということはあるかもしれませんが、本来の立入検査を、これまでの従来のやり方で、開始時には、もう全部、耳をそろえて準備しておいてくださいということを今この時点で申しているわけではございませんので、何というんでしょう、立入検査したその瞬間に、この書類が全部用意していないといけないのかという御質問であれば、必ずしもそうではないと御理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

○根塚企画調査官 そのほかはございますでしょうか。

では、今一旦、御質問はないようでございますので、改めて全体、会場にいらっしゃる、対面でいらしている方でもございましたらということと、では、よろしくお願いいたします。

○質問者B 改めて、東京科学大学の林崎です。

ページでいきますと14ページになります。こちらのほうで、年間実施予定件数と重点確認事項とありますが、この重点確認事項は、これは事前通告ありなしの場合でも、両方にかかる重点確認事項という理解で、まずよろしいでしょうか。

○根塚企画調査官 ちょっとお待ちください。

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、重点確認事項というのは、立入検査の年間計画は、方針と件数と重点項目というのを設けておりますので、その無通告の中でも、

この重点事項というの、確認が必要な対象の事業所であれば、それは確認をさせていただくということになるかと思います。

○質問者B 分かりました。多分、関係していませんが、今年度は初年度ということでありますが、これは、既にもう、その110件とか119件の中で、無通告の対象というのは、別におっしゃらなくていいですけども、もう決まって組み立てられているもの、それともこれから、その件数の中から幾つか振り分けていくようなものになるのでしょうか。

というのは、もともこの通告ありとなしの場合で検査の内容が違いますよね。ですから、もし、もう既にどちらもなくて、通告の予定だったところを無通告に振り替える場合ですと、取りあえず中身が違うわけですから、簿書等も含めた管理状況の確認というのは、また別途行うような必要もあったりするのかという、そういうところも思ったりしましての今の質問になります。

○根塚企画調査官 今この時点で、その110件、119件の中身の無通告の事業所は決めているのかどうか、それが変わるんだったら、やる内容も変わるんだから全体的に変わっちゃうんじゃないかという、そういう御示唆だと、御趣旨だと思いますが、よろしいですか。

○質問者B はい。

○根塚企画調査官 今この時点では、明にはちょっと申し上げることはできないと思っておりますけれども、一定程度決めてはございますけれども、その内容は、こういう説明会などでの対応状況、または試しにやってみた、そのときの内容などによって、このやり方のままでいいのか、また少し改善したやり方があるのかなどは、都度都度検討しなきゃいけないことなどもあると思いますので、その状況によって、どうなるというのをうまく、今この時点でお伝えすることはできないんじゃないかと思っております。

○質問者B 分かりました。最後なんですけども、ただ、内容が違って、そうすると、やっぱり無通告で来られると、こちら側としては、何か自分たちが、最初の冒頭にもあったように法令違反の可能性があるとか、そういうような疑いがあるとか、そういうことを言われていますので、何か通告ありに比べると、ちょっと、何かやっちゃってるのかなとかそういうところがあるんですけど、そういうふうに事業所側が思う、特に必要はないという理解でよろしいですか。

○根塚企画調査官 はい。おっしゃるとおりで、この無通告を入れるというこの国際機関の趣旨というのは、定期的なものというだけではなく、少し抑止的効果というのでございましょうか、いつ来るか分からないという状況が事業者様にあることによって、この法

令遵守というのを日頃から心がけていただけるというか、いわゆる遵守をしっかりやっていただけるのではないかという、そういう考え方に基づいて組み立てることが必要なのではないかという国際基準に従ってやっているところでございますので、今この御質問の、無通告などで、悪いことをやっていること前提の人たちに来るのかという質問に対しては、必ずしもそうではないとは考えております。

他方、今年度は、示しているところを、先ほどスライドにも御説明した、スライドの13ページにですね、こういう事業者を対象に今回は考えてございますというのは御説明しておりますので、今年度に関しては、こういうところが対象になるのであるというのは御理解いただければと思っております。

○質問者B 分かりました。そういう、ある程度こういうような国際基準を取り入れることで、私たちはよりよくやっていくと、そういうメッセージと受け止めました。分かりました。ありがとうございます。

○根塚企画調査官 よろしいでしょうか。ほかにはございますでしょうか。

そろそろ、ではどうぞ。

○質問者K ありがとうございます。東京都立産業技術研究センターの河原と申します。

例えば、防護規程の中で、うちですと防護区域への立入りに際しては、事前に申請書を作りまして、決裁を3か所ぐらい回して、その申請が通ったということになって、ようやく入れるという形を取っているんですけども、その通告なしで当日来られたときに、それが途中の決裁ルートの人が出張に行っていて決裁が取れないというようなときには、その防護区域への立入りなしの範囲で検査をされるのか、それとも、特例として、防護規程のほうを曲げて見せていただく。それは何かオファーとして決まっていたりするのでしょうか。

○根塚企画調査官 今の御質問は、防護の立入りのときに、事業所様のルールがあるから、そのルールに従うことになるのに当たって、どうしてもやむを得ない事由で、そのルールが満たせない、なので立入りできないことなどがあるんじゃないかという、そういう御質問だったと理解しましたが、よろしいでしょうか。

こちら、そのときの事情などを確認させていただいて、実施できることを相談するということだと思いますし、その立入りが本当にできないのかどうかということについて、その場でよくよく協議をさせてもらったりして、実施内容を相談させていただくということになるかと思います。

○質問者K ありがとうございます。

あともう一つ。

○根塚企画調査官 どうぞ。

○質問者K 例えば、自衛消防訓練というのをやっています、その中で、放射線部隊もシナリオの一部として、何かの人員と上との連絡などのポジションを持って動いているんですけども、そういったイベントがあった場合には、例えば終わるまで待っていただいたりとか、そういった対応も可能なケースは想定されるのでしょうか。

○根塚企画調査官 それは事業所様が、その事業所の事業活動、そういう保安の活動も含めた活動の中で実施できること、できないことがあるということだと理解しますので、それもやむを得ない事情として、その場で協議をさせていただいて、できることをよく考えながら、ちょっと進めさせていただければと思っております。

○質問者K ありがとうございます。

○根塚企画調査官 よろしいでしょうか。そのほか、ちょっとオンラインのほうはいかがですか、もうよろしいですかね。だんだんお時間になってございますので、何かありますか、よろしいですか。

1人ございますので、名古屋大の近藤様、お願いいたします。

○質問者L 聞こえていらっしゃいますでしょうか。

○根塚企画調査官 はい、今聞こえております。

○質問者L ちょっと説明会ありがとうございます。

この22ページなんですが、防護管理者、緑色の枠囲みのところですね、防護管理者、放射線取扱主任者、施設長等が不在の場合でもRI等を取り扱う現場を中心に事業者のありのままの状況をと、こう書いてあるんですね。

そういう意味では、事業所の取扱主任者がいない場合であっても、事業所の中で放射線を取扱いしている場合があることを想定されているということでしょうか。

○根塚企画調査官 ちょっと趣旨がつかみ切れているのか、申し訳ございませんが。

○質問者L 趣旨は、非常に人員的にタイトな状況がございまして、必ずしも主任者がそこにいなくても放射線施設を運用しているという場合があった場合には、それも想定されているのか、あるいは、主任者がいないときにそういうことをやっているということ自体を問題にするということの想定があるのか、ここなんですけれども。

○根塚企画調査官 そういう質問という意味では、こちらのお願いは、検査はさせていた

だきたくて、その場に主任者がいないから駄目とか、そういう意味ではなくて、主任者が御不在であっても、放射線を取り扱うことができる方、管理区域に入って、私たちと立会いの下でお話を確認させてもらえる方、そういう方がいらっしゃるのであれば実施させていただきたいという、そういう趣旨でございますので、今言った、いらっしゃることをもって、そもそもの法令遵守がなっていないんじゃないかとか、そういう意味を持っている意味ではないということを御理解いただければと思います。

○質問者L はい、よく分かりました。ありがとうございます。

○根塚企画調査官 よろしいでしょうか。あとは、同じく手を挙げられている方はいらっしゃるのですかね。

では、概ね質問は集約させていただけてきたと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、一旦これで質疑の時間は終えさせていただきます。

では最後、締めをさせていただきたいと思いますが、今、まず御質問いただいたことで、改めてこのような内容を、ホームページなどに公開したほうがよりよいだろうというものは、改めてホームページにも、この追加させていただきたいと思いますということと、御案内、先ほどの資料の中にも説明させていただきましたとおり、質問をできるフォームの場所などがございますので、そちらにお問合せいただければ、その内容を確認させていただいて、それを回答するということもできるかと思いますので、今日、本日の質問し切れなかったこと、改めて確認したいということなどがあれば、そちらにお問合せいただければ、御回答できる範囲のことをさせていただければと思います。

あとは、今回こういう御質問をいただいて、こういう御要望をいただいておりますので、さらに、こういう会が必要であるとかということなどのお声などがもしあるのであれば、改めて説明会をするということも問題ないかと思っておりますので、そういう御要望などもあれば、御連絡いただければというふうに思っております。

あとは、今回お声がけをさせていただいたことをもちまして、各事業所、いらっしゃると思いますが、団体の方々にも今回御案内をさせていただいておりますので、もし御協力を賜れるのであれば、そういう団体の皆様には御周知いただいたりしてもらって、さらに御質問などがあるのかどうかというのを皆さんに周知いただければ、その後の御質問があれば、それにもお答えしていくようにしたいと思いますので、そのように御協力いただければと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

全般を通しまして、よろしいでしょうか、御質問などはありませんでしょうか。よろしいですかね。

それでは、以上をもちまして、今回の立入検査実施要領改正に関する説明会を終了いたします。本日は御出席ありがとうございました。